

## 泡盛の表示に関する公正競争規約等の一部変更（案）に関する意見募集の結果

平成25年10月7日  
消費者庁  
公正取引委員会

### 1 意見募集方法の概要

- (1) 募集期間：平成25年8月5日（月）から平成25年9月4日（水）
- (2) 告知方法：消費者庁ウェブサイト、公正取引委員会ウェブサイト及び電子政府の総合窓口(e-Gov)ウェブサイト
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX又は郵送

### 2 意見募集の結果

- (1) 意見提出総数：3通  
（内訳）  
個人 3通
- (2) 意見の概要及びこれに対する考え方  
別紙参照

## 寄せられた御意見とそれに対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>規約変更案第4条第1項第2号は、「貯蔵年数を表示する場合は、当該年数以上貯蔵したものとする。異なる貯蔵年数の古酒を混和した場合は、その割合に関わらず、最も貯蔵年数の少ない古酒の年数を表示する。」とあるが、混和した古酒等の混和割合とそれぞれの貯蔵年数を表示するのがより正確で望ましく、修正を行うべきである。</p>	<p>年数表示については、消費者が不利益を被ることのない最も若い年数を表示する厳しいルールとなっており、問題はないものと考えます。</p>
	<p>規約変更案第4条第1項第2号は、「貯蔵年数を表示する場合は、当該年数以上貯蔵したものとする。異なる貯蔵年数の古酒を混和した場合は、その割合に関わらず、最も貯蔵年数の少ない古酒の年数を表示する。」とあるが、「関わらず、」は「かかわらず、」とすべきである。</p>	<p>御指摘のとおり修正します。</p>
	<p>規約変更案第4条第1項第2号は、「貯蔵年数を表示する場合は、当該年数以上貯蔵したものとする。異なる貯蔵年数の古酒を混和した場合は、その割合に関わらず、最も貯蔵年数の少ない古酒の年数を表示する。」とあるが、1年貯蔵の泡盛と3年貯蔵の古酒を混和して「3年貯蔵泡盛」と表示することが許されるのではないかという疑問が生じ、妥当でない。</p>	<p>規約変更案第4条第1項第2号では、「貯蔵年数を表示する場合は、当該年数以上貯蔵したものとする」と規定されており、御指摘のような、1年貯蔵の泡盛を混和したものについては「1年貯蔵泡盛」又は規約変更案第4条第1項第3号に基づき「混和酒（混和の割合を表示）」と表示することとなっているため、「3年貯蔵泡盛」と表示できるという疑問は生じないと考えます。</p>
2 ・ 3	<p>これまで貯蔵年数3年未満の泡盛の仕次ぎが行われた場合でも古酒の表示が認められていたが、これが単に泡盛との表示しか認められなくなることは、仕次ぎの存在を無視するようで適当でない。新たに「仕次ぎ酒」といった別のジャンルの表示基準を作るべきではないか。</p>	<p>仕次ぎの取扱いについては、規約の運用団体である日本酒造組合中央会や沖縄県酒造組合において引き続き検討することとしています。</p>